

多重債務で困ったら 一人で悩まず、すぐに相談を！

借金を繰り返し、誰にも相談できずに返済困難に陥る人が増えています。今回は、多重債務の現状と相談方法を紹介します。

◎問い合わせ 都城市消費生活センター ☎23-7154

多重債務とは

自分の支払い能力以上に借金し、その借金返済のために複数の金融業者から借金を重ねてしまい、返済が困難になった状況を「多重債務」といいます。



借金返済のために借金を繰り返しても、解決にはなりません。また、言葉巧みに誘惑してくるヤミ金融で借金すると、借金は雪だるま式に増えていきます。

その結果、自己破産すると、銀行などからの借り入れやクレジットカードの発行が受けられなくなるなどのデメリットが発生します。

多重債務の相談件数

令和3年度、市に寄せられた消費生活に関する相談は409件。そのうち、多重債務に関する相談は8件で、5年前の平成29年と比較して10分の1以下まで減少しました。しかし、中には多額の借金により、自己破産を考えなければならぬ相談もあるのが現状です。

多重債務に陥る原因

- 多重債務に陥る原因は、思いもよらないところに潜んでいます。
- カードでの買い物に慣れてしまい、返済能力を十分に考えないままクレジットカードを繰り返し利用している
- 知人の連帯保証人になった後、知人が身を隠し、その債務を抱えることになった
- 突然のリストラで収入が無くなり、住宅ローンや生活費が支払えなくなった など

18歳以上は成年です！ お金を借りる際の注意点

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。自分一人で契約したり、お金を借りたりできるようになり、さまざまな勧誘や誘惑が増えるかもしれません。お金を借りる場合は、無理のない返済計画を立てましょう。また、複数の金融機関を比較・検討し、毎月の返済額や返済期間を必ず確認ください。



多重債務で困ったら

都城市消費生活センター（市役所本館2階）では、毎月、弁護士による無料法律相談を行っています。まずは、自分の債務状況を客観的に把握することが大切です。一人で悩まず、早めに相談ください。

消費生活相談窓口（無料）

市ホームページからも予約できます。

【電話・面接相談】

●日時 毎週月～金曜日 9時～16時

※面接相談は、事前の予約が必要

【弁護士法律相談】

●日時 9月22日(木)、10月28日(金)、11月25日(金)、12月23日(金)、1月27日(金)、2月24日(金)、3月24日(金)

※前々日までに要予約

【相談専用電話】

都城市消費生活センター
☎23-7154

三股町福祉・消費生活相談センター
☎52-0999

県消費生活センター都城支所
☎24-0999



予約フォーム